

仕 様 書

1 品名 移動式バスケットゴールほか

2 製品名・品番、数量及び規格等

次の機種又は同等品を選定すること。なお、同等品を選定する場合は、(1)と(2)、(3)～(5)は同一メーカーとすること。

	製品名・品番	数量	規格等
(1)	バスケット台 オレンジゴール DA067503 セノー株式会社製	1 対 (2 台)	<p>ア 国際バスケットボール連盟認定品、日本バスケットボール協会装置検定品であること。</p> <p>イ 電動駆動方式、折畳移動式であること。</p> <p>ウ 揺れを考慮した枠型支柱構造であり、バックボードはできる限り透明面積を広くすること。バスケット台の衝撃緩和用防護パッドは、土台及び支柱本体に付くものと、本体を外側から補助支柱を含んで囲うオーバーパッドからなる。オーバーパッド以外は取脱することなくそのまま使用することができること。 バックボードの前面からオーバーパッド前面までの寸法は約 2500 mm と広がっていること。 土台カバーは前部のアウトリガー（高さ調整装置）に連動して上下する機構となっている。</p> <p>エ 各種ショットクロックが使用できること。</p> <p>オ 移動は倉庫収納時や使用時の取扱いが容易であること。</p> <p>カ オプションとしてバックボードマーキング、ショットクロック、セッティングゲージが使用できること。</p> <p>キ AC100V 電源対応であること。</p> <p>ク 板はプラスチック板であり、かつ、スナップリング付であること。</p> <p>ケ 収納寸法が幅 2,000 mm 以内、長さ 4,100 mm 以内、高さ 2,000 mm 以内であること。</p> <p>コ 電源コード 1 本、ネット計測器 1 本及び延長コードリール 1 個が付属されていること。</p>
(2)	セッティングゲージ DA060004 セノー株式会社製	1 対 (2 台)	(1) に適合するものであること。

(3)	システムカウンター 120 シリーズ (無線式) DS962000 株式会社モルテン製	1 セット	ア (1) に適合するものであること。 イ 移動式であり、無線ユニット 2 台、フロア スタンド 1 台、操作盤 1 台を保有し、電源 コード、連結用ケーブル、表示板 (スタン ダード・チーム名・デラックス) 各 1 台を 含むこと。
(4)	無線式オンボードゲーム & ショットクロック US0010-D 株式会社モルテン製	1 セット (2 台)	ア (1) に適合するものであること。 イ 無線受信ユニット、中継ケーブル・コネク タ (無線) 各 2 台を含むこと。
(5)	ショットクロック操作盤 UX0080-12 株式会社モルテン製	1 台	(1)、(4) に適合するものであること。

※当該機種種の製造中止等が判明した場合は、当該機種種の後継機種種で、かつ、必要な性能、規格等を満たすものであると購入所管課が認めれば、当該後継機種種を納品することができる。

※同等品を選定する場合は、上表規格等に適合するものであることが判断できる資料 (カタログ等) と「同等品申請書兼承認書」を、令和 8 年 6 月 25 日 (木) 17 時までに購入所管課へ提出し、承認を得た場合は、「同等品申請書兼承認書」を入札執行日時までに契約課へ持参すること。

- 3 納入期限 1 回目 令和 8 年 10 月 30 日 (金) 【仕様書 2 (1) (2) の製品】
2 回目 令和 8 年 12 月 25 日 (金) 【仕様書 2 (3) ~ (5) の製品】

4 納入場所 静岡市葵区駿府町 2 番 80 号 静岡市中央体育館

5 その他

(1) 当事業は、スポーツ振興くじ (toto) 助成金を受けて行う事業であるため、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」に基づき、取得財産 (バスケットゴール) にロゴマーク等を表示すること。寸法・位置等は契約決定後、購入所管課と協議して決定するものとする。

※表示の際には、耐久性のある素材 (プラスチック、アルミ等) を使用すること。

(2) 入札金額には、搬入等諸経費 (運搬、組立等) を含むこと。

(3) 契約代金については、全ての製品の納品検収が完了した後に支払うこととする。

(4) 落札者 (売渡人) は、契約後速やかに購入所管課担当者と連絡を取り指示を受けること。
また、納入予定日について事前に購入所管課担当者へ連絡すること。

(5) 納入場所にある既存のバスケットゴール 1 対 (2 台) を無償で引き取ること。

(6) 入札参加者は、本件公告日から入札執行日の前日までに、必要に応じて現場確認 (納入場所等の確認) を行うことができる。現場確認を行う際は、事前に中央体育館 (054-255-1010) へ連絡すること。なお、現場確認をしていないことを理由に異議を申し立てることはできない。

(7) 納入時に購入所管課担当者立会いの上、製品が正常・安全に使用できることを確認すること。

また、買受人（市）は納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、売渡人に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。

なお、買受人は、物品の引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完を請求することができない。ただし、売渡人が引渡しの時にその事実を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

- (8) 納入場所及び購入所管課担当者に対する製品の取扱説明を十分に行うこと。
- (9) 梱包に使用した段ボール箱、ビニール等は全て持ち帰ること。
- (10) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。

6 購入所管課 静岡市役所 スポーツ振興課

担当：施設第2係 中目（なかのめ）

TEL：054-221-1283

FAX：054-221-1453